

国立大学法人東京学芸大学科学研究費補助金等事務取扱要項の一部改正（案）について

改正理由：「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく謝金にかかる伺書様式の見直し及び附属学校（園）の奨励研究の取り扱いが個人経理から機関経理となったこと等に伴う改正。

平成19年12月20日制定

改 正 (案)	現 行
<p>[省略]</p> <p>(補助金の保管)</p> <p>第4条 経理課長は、補助金の交付を受けたときは、学長名義で銀行に預託するものとする。</p> <p>2～3 [省略]</p> <p>(補助金受入の通知)</p> <p>第5条 経理課長は、第2条第2号から第4号までの補助金を受け入れたときは、<u>研究代表者、研究分担者その他の研究者</u>（以下「研究代表者等」という。）が所属する部局の長を経由して研究代表者等に通知するものとする。</p> <p>(経理事務の基準)</p> <p>第6条</p> <p>1～3 [省略]</p> <p>4 研究代表者等は、謝金の支払いを必要とするときは、<u>国立大学法人東京学芸大学謝金支給基準（平成16年4月1日制定）</u>に基づく手続きにより行うものとする。</p>	<p>[省略]</p> <p>(補助金の保管)</p> <p>第4条 経理課長は、<u>学長、研究代表者及び研究分担者に係る</u>補助金の交付を受けたときは、学長名義で銀行に預託するものとする。</p> <p>2～3 [省略]</p> <p>(補助金受入の通知)</p> <p>第5条 経理課長は、補助金を受け入れたときは、<u>研究代表者及び研究分担者</u>（以下「研究代表者等」という。）が所属する部局の長を経由して研究代表者等に通知するものとする。</p> <p>(経理事務の基準)</p> <p>第6条</p> <p>1～3 [省略]</p> <p>4 研究代表者等は、謝金の支払いを必要とするときは、<u>支払に必要な関係書類（支払依頼書（別紙様式第2号）、出勤表等）</u>を経理課管理係に提出するものとする。</p>
<p>[省略]</p> <p>(補助金の事前使用)</p> <p>第8条 研究代表者等が研究遂行の必要上、補助金の交付前（内定通知受領後に限る。）に補助金を使用する必要がある場合は、<u>科学研究費補助金交付前使用届（別紙様式第2号）</u>を財務部長に提出し、承認を得た上で、研究代表者等の責任において使用するものとする。その場合の経費は、「国立大学法人東京学芸大学における立替払の取扱いについて（平成16年6月22日役員会決定）」に基づき、研究代表者等が立て替えるものとする。</p> <p>2 [省略]</p> <p>(支出決議書の作成)</p> <p>第9条 研究代表者等から第6条の規定により物品等購入依頼書（兼寄附申込書）</p>	<p>[省略]</p> <p>(補助金の事前使用)</p> <p>第8条 研究代表者等が研究遂行の必要上、補助金の交付前（内定通知受領後に限る。）に補助金を使用する必要がある場合は、<u>科学研究費補助金交付前使用届（別紙様式第3号）</u>を財務部長に提出し、承認を得た上で、研究代表者等の責任において使用するものとする。その場合の経費は、「国立大学法人東京学芸大学における立替払の取扱いについて（平成16年6月22日役員会決定）」に基づき、研究代表者等が立て替えるものとする。</p> <p>2 [省略]</p> <p>(支出決議書の作成)</p> <p>第9条 研究代表者等から第6条の規定により物品等購入依頼書（兼寄附申込書）</p>

等の提出を受けた各担当係は、完了（検収）確認の後、又は概算で、直ちに科学研究費補助金支出決議書（別紙様式第3号）を作成し、経理課長に提出するものとする。

附 則

この要項は、平成20年1月1日から施行する。

別紙様式第1号 〔省略〕

（削除）

等の提出を受けた各担当係は、完了（検収）確認の後、又は概算で、直ちに科学研究費補助金支出決議書（別紙様式第4号）を作成し、経理課長に提出するものとする。

別紙様式第1号 〔省略〕

別紙様式第2号

科学研究費補助金  
依頼番号 第 号  
平成 年 月 日

謝金の支払依頼書

1 実施内容：

2 日時：平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日（時 ～ 時まで）

3 金額：\_\_\_\_\_円 内訳\_\_\_\_\_

4 相手方  
住所氏名：（住所）〒\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

（氏名）\_\_\_\_\_

5 添付書類： 出勤表 その他 \_\_\_\_\_  
（チェックをしてください）

上記のとおり実施しましたので、支払方よろしくお願ひいたします。

平成 年 月 日

国立大学法人東京学芸大学長 殿

研究代表者等  
（職・氏名）

印

別紙様式第2号 〔省略〕

別紙様式第3号 〔省略〕

別紙様式第3号 〔省略〕

別紙様式第4号 〔省略〕